

議案第 3 2 号

羽曳野市中学校スポーツ振興基金設置条例を廃止する条例の制定
について

羽曳野市中学校スポーツ振興基金設置条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市中学校スポーツ振興基金については、中学校運動クラブ活動外部指導の事業費として活用してきたところであるが、基金設置の目的を達成したことから、同基金を廃止するため、制定するものであります。

羽曳野市中学校スポーツ振興基金設置条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市中学校スポーツ振興基金設置条例(平成 15 年羽曳野市条例第 8 号)を廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。